

高等学校等就学支援金に係る申請等について

野田学園高等学校

高等学校等就学支援金制度につきまして、下記の事項に該当される方は、期日までに関係書類をご提出くださるようお願いいたします。

記

○令和4(2022)年7月～令和5(2023)年6月分の高等学校等就学支援金受給資格認定について

令和4(2022)年6月現在、就学支援金の受給対象となっている方につきましては、申請書の提出は必要ありませんが、令和3(2021)年1月1日時点と令和4(2022)年1月1日時点の課税地（住民票住所を有する市町村）が変更となった方につきましては、「高等学校等就学支援金課税地確認書」の提出をお願いします。

また、令和3(2021)年7月から令和4(2022)年6月まで不認定等で就学支援金の受給対象ではなく、今回、再度申請をされる方につきましては「高等学校等就学支援金受給資格認定申請書」及び「個人番号カード（写）等貼付台紙」の提出をお願いします。

なお、提出書類については以下のQRコードまたはホームページの「重要なお知らせ」よりダウンロードしてください。



書類の提出について、裏面のフロー図をご参考ください。

◎ 提出書類（該当者のみ）

1 現在、就学支援金の受給対象となっている方のうち、令和3(2021)年1月1日時点と令和4(2022)年1月1日時点の課税地が違う方

- ・高等学校等就学支援金 課税地確認書（書類の右上に③と記載）

（令和3(2021)年1月1日時点と令和4(2022)年1月1日時点の課税地（住民票住所を有する市町村）が同じ方は提出の必要はありません）

2 現在、就学支援金の受給対象となっていない方で、今回申請をされる方

- ・高等学校等就学支援金受給資格認定申請書（書類の右上に①と記載）
- ・個人番号カード（写）等貼付台紙（書類の右上に②と記載）

※マイナンバーカードがない場合はマイナンバー付住民票の提出をお願いします。

***令和4年6月10日（金）までに事務室へご提出ください**

○令和4(2022)年7月からの校納金について

7月からの校納金につきましては、県から新たな認定がなされるまで、就学支援金を反映せずに、正規の校納金額で口座振替しますのでご了承ください。県の認定が確認され次第、就学支援金の支給等についてご連絡をしますので、それまでお待ちいただきますようよろしくお願いいたします。

令和2年7月分以降 (新しい判定基準)

○次の計算式 (両親2人分の合計額) により判定

【計算式】 市町村民税の課税標準額×6% - 市町村民税の調整控除の額

※ 政令指定都市の場合は、「調整控除の額」に3/4を乗じて計算する。

上記による算出額 < 154,500円	➡	支給額：最大396,000円
(154,500円以上)		
< 304,200円	➡	支給額：118,800円

ご自身の課税標準額などはマイナポータルで「あなたの情報」から確認できます。(マイナンバーカードが必要です。)



フロー図 (2・3年生)

